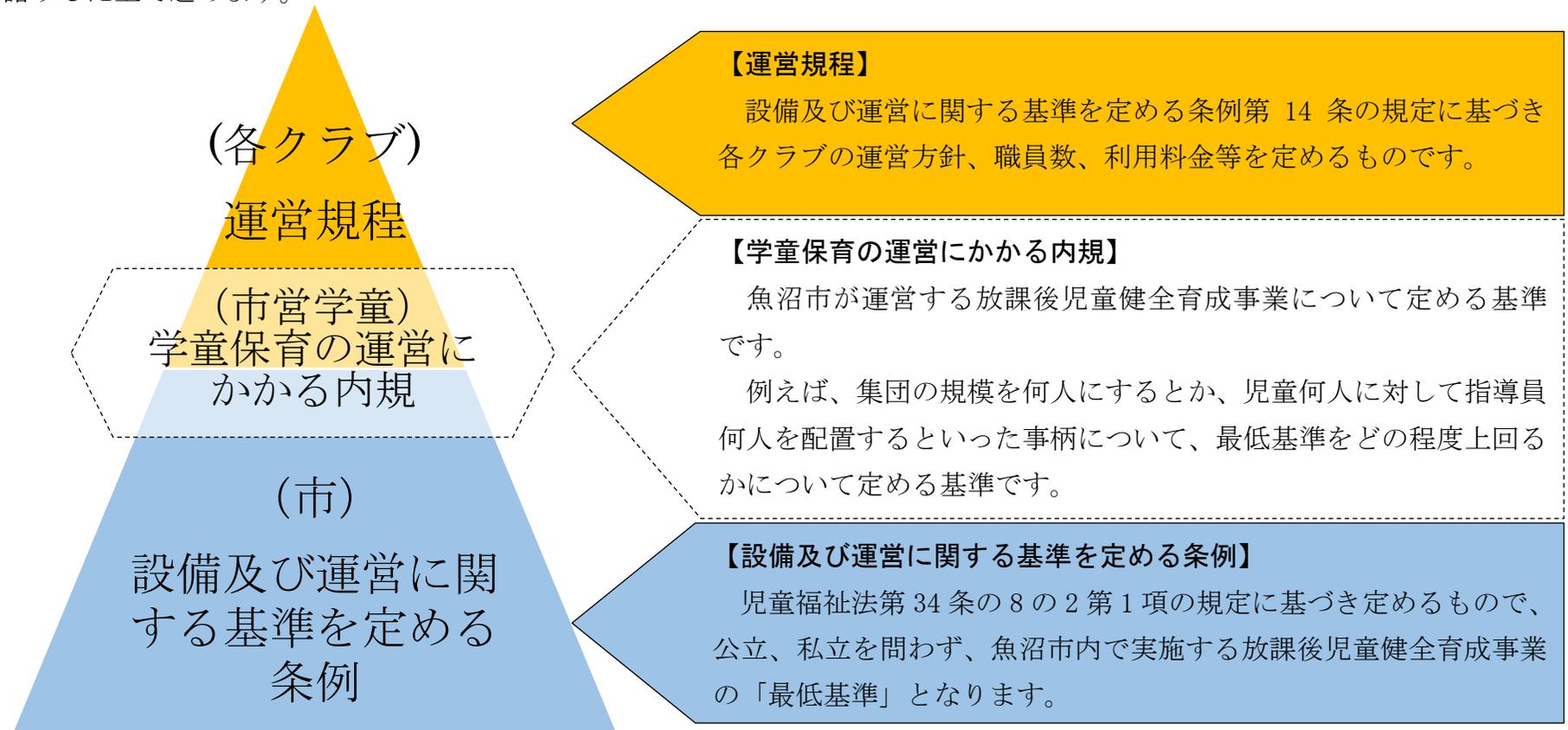


放課後児童健全育成事業（学童保育）の基準について

■設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき定めることが義務付けられているもので、公立、私立を問わず、魚沼市内で実施する放課後児童健全育成事業の「最低基準」となります。

平成 26 年 9 月の魚沼市議会に提案する予定ですが、市がこの条例を定めるに当たり、魚沼市子ども子育て会議及び各事業所等に内容をお諮りした上で進めます。



■市町村が定める基準の分類について

市町村が定める基準については、子ども・子育て支援法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）において、項目ごとに国の府省令で定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」に基づいて定めなければならないとされています。

基準の種類	基準の内容	異なる基準を定めることの許容の程度
従うべき基準	必ず適合しなければならない。	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。
参酌すべき基準	十分参照しなければならない。	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。

■本市の基準の検討にあたっての基本的視点

国の府省令の発出を受けて、本市で基準条例を制定するにあたっては、

- ①国の示す基準が、本市の従来の施設・事業の基準と比較して、教育・保育の質を維持・向上することが可能な基準となっているか。
- ②本市の従来の施設・事業が、新制度へ円滑に移行できる基準となっているか。

の2つの視点を基本として、検討する必要があります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）に
対する魚沼市の考え方（案）

1 目的等

項目	条項	分類	厚生労働省令	魚沼市の考え方
最低基準の目的	第2条	—	<ul style="list-style-type: none"> 最低基準は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 	国の基準どおり
最低基準の向上	第3条 第1項 第2項	—	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長は、児童福祉審議会（または児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見）の意見を聴き、放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 	国の基準どおり ※本市においては、児童福祉審議会の設置がないことから、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者として「子ども子育て会議」の意見を聞くこととする。

2 施設設備に関する基準

項目	条項	分類	厚生労働省令	魚沼市の考え方
設備の基準	第9条 第1項 ～ 第4項	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。 専用区画並びに設備及び備品等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 専用区画等は、衛生及び安全を確保されたものでなければならない。 	国の基準どおり

3 職員に関する基準

項目	条項	分類	厚生労働省令	魚沼市の考え方
放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	第7条	参酌すべき基準	・職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のあり、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	国の基準どおり
放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	第8条 第1項 第2項	参酌すべき基準	・職員は自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	国の基準どおり
職員	第10条 第1項 ～ 第3項	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かななければならない。 ・放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 ・放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ○保育士の資格を有する者 ○社会福祉士の資格を有する者 ○高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ○教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校） ○大学、大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ○大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者 ○高卒等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの 	国の基準どおり

	第10条 第4項	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 	国の基準どおり ※現在、40人を超える放課後児童クラブがあることから、経過措置等を検討する。
	第10条 第5項	従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 	国の基準どおり

4 運営に関する基準

項目	条項	分類	厚生労働省令	魚沼市の考え方
最低基準と放課後児童健全育成事業	第4条 第1項 第2項	—	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を理由として設備運営を低下させてはならない。 	国の基準どおり
放課後児童健全育成事業者の一般原則	第5条 第1項 ～ 第5項	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに各人の人格を尊重し運営を行わなければならない。 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に、放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 放課後児童健全育成事業者は、運営の内容について、自ら評価を行い、結果を公表するよう努めなければならない。 放課後児童健全育成事業所の構造設備は、利用者の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 	国の基準どおり

放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	第6条 第1項 第2項	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 ・前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。 	国の基準どおり
利用者を平等に取り扱う原則	第11条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。 	国の基準どおり
虐待等の禁止	第12条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 	国の基準どおり
衛生管理等	第13条 第1項 ～ 第3項	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、感染症、食中毒の発生又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ・放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品、医療品を備え、管理を適正に行わなければならない。 	国の基準どおり
運営規程	第14条	参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ○事業の目的及び運営の方針 ○職員の職種、員数及び職務の内容 ○開所している日及び時間 ○支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ○利用定員 ○通常の事業の実施地域 ○事業の利用に当たっての留意事項 ○緊急時等における対応方法 ○非常災害対策 ○虐待の防止のための措置に関する事項 ○その他事業の運営に関する重要事項 	国の基準どおり

放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	第 15 条	参酌すべき基準	・放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	国の基準どおり
秘密保持等	第 16 条 第 1 項 第 2 項	参酌すべき基準	・職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	国の基準どおり
苦情への対応	第 17 条 第 1 項 ～ 第 3 項	参酌すべき基準	・放課後児童健全育成事業者は、行った支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、市町村から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	国の基準どおり
開所時間及び日数	第 18 条 第 1 項 第 2 項	参酌すべき基準	・開所する時間は、次の区分に応じ、定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 ○小学校の授業の休業日 1 日につき 8 時間 ○小学校の授業の休業日以外の日 1 日につき 3 時間 ・開所する日数は、1 年につき 250 日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	国の基準どおり
保護者との連絡	第 19 条	参酌すべき基準	・放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	国の基準どおり
関係機関との連携	第 20 条	参酌すべき基準	・放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	国の基準どおり
事故発生時の対応	第 21 条 第 1 項 第 2 項	参酌すべき基準	・放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	国の基準どおり

5 その他

項目	条項	分類	厚生労働省令	魚沼市の考え方
暴力団員等の排除	—	—	—	他の福祉施設等と同様に暴力団員等を排除する規定を定める。 ・放課後児童健全育成事業者(その者が法人であるときは、その役員)は、暴力団員又は暴力団関係者であってはならない。 ・放課後児童健全育成事業所は、暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。
施行期日	附則第1条	—	・この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。	平成27年4月1日から施行する。
職員の経過措置	附則第2条	—	・この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。	国の基準どおり